

営業時間・支給額対応表

通常の 営業終了時間	認証の 有無	短縮後の営業時間(以下、時短営業という。)等			
		5時～20時 酒類提供なし	5時～20時 酒類提供あり	5時～21時 酒類提供あり	休業
21時超 (例:22時閉店)	認証店	②	①	①	②
	非認証店	③	×	×	③
20時超～21時 (例:20:30閉店、 21時閉店)	認証店	②	×(注)	×(注)	②
	非認証店	③	×	×	③
20時以前 (例:19時閉店、 20時閉店)	認証店	支給対象外(営業時間の短縮要請の対象外のため)			
	非認証店				
		協力金の額		要請内容	
支給日額 (売上高方式)	認証店	① 2.5万円～7.5万円/日		5時～21時(酒類提供11時～20時30分)	
		② 3万円～10万円/日		5時～20時(酒類提供なし)	
	非認証店	③ 3万円～10万円/日		5時～20時(酒類提供なし)	
支給日額 (売上高減少額方式)	認証店	① } ② } 上限20万円/日 ③ }	5時～21時(酒類提供11時～20時30分)		
	非認証店		5時～20時(酒類提供なし)		
	非認証店		5時～20時(酒類提供なし)		
支給対象外		× 要請に応じていない。			
		×(注) 通常営業が21時以前の店舗は、酒類を提供する場合、協力金の支給対象にはなりません。 ただし、認証店において、要請期間中に「②酒類を提供せず20時までに時短した日」と、「×(注)酒類を提供し、21時までに営業終了した日」が混在する場合、②の協力日数分の協力金が支給されます。 (連続要件は途切れない)			